

市県民税、所得税の申告が始まります



今年も市県民税、所得税の申告時期となりました。もう準備はお済みでしょうか。申告は昨年1年間の総決算であり、証明資料にもなる大切なものです。申告書は自分で書いて、提出してください

市県民税の申告書(オレンジ色の封筒)の人は市役所または地区市民センターなどへ

市県民税の申告会場と日時 (土・日曜日は除きます)

会場	期 日	時 間	会場	期 日	時 間
市役所 (2階市民税課)	3月8日(金)~15日(金)	9:00~16:00	桜	2月4日(月)・5日(火)	9:00~14:30
地区市民センター	富洲原	3月4日(月)・5日(火)	三 重	2月27日(水)・28日(木)	
	富 田	3月14日(木)・15日(金)	県	2月6日(水)	
	羽 津	2月21日(木)・22日(金)	八 郷	3月12日(火)・13日(水)	
	常 磐	2月19日(火)	下 野	2月7日(木)・8日(金)	
	日 永	2月20日(水)・21日(木)	大矢知	2月28日(木)、3月1日(金)	
	四 郷	2月25日(月)・26日(火)	河原田	3月6日(水)	
	内 部	2月18日(月)・19日(火)	水 沢	3月1日(金)	
	塩 浜	2月15日(金)	保 々	2月15日(金)	
	小山田	2月22日(金)	人権プラザ小牧 (ホール)	2月14日(木)	
	川 島	2月12日(火)・13日(水)	海 蔵	3月11日(月)	
	神 前	2月14日(木)	橋 北	2月6日(水)	
	人権プラザ神前 (児童集会所ホール)	2月13日(水)	楠総合支所	3月7日(木)・8日(金)	

※市役所へお越しの際は公共交通機関で！

申告書は郵送などで提出できます

申告書は「市県民税の手引き」を参考にして正確に記入してください。作成した申告書は、郵送か地区市民センター経由で提出することができます。必要書類「申告に必要なもの(裏面の表参照)」を必ず添付してください。なお、添付いただいた必要書類の返送をご希望される人は、返信用封筒を同封してください。

四日市税務署からの確定申告会場のお知らせ

四日市税務署の確定申告会場は **じばさん三重 6階** です

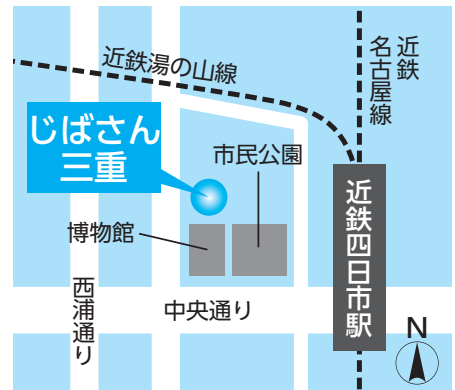
開設期間 2月18日(月)~3月15日(金) 土・日曜日は除きます
時間 9:00~17:00 (混雑の状況により早めに受け付けを終了する場合があります)

※この期間は四日市税務署内では確定申告会場を設けませんので、ご注意ください
 ※会場・じばさん三重へのお問い合わせは、ご遠慮ください

申告会場に行かなくても自宅で確定申告書が作成できます!

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」では、24時間いつでも確定申告書や青色申告決算書、収支内訳書、消費税の確定申告書、贈与税の申告書などの作成ができます。また、e-Taxをご利用いただくと、自宅やオフィスなどからインターネットを利用して申告ができます(e-Taxをご利用いただくには、事前に手続きが必要となります)。

国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp/>



☆近鉄四日市駅から徒歩5分

無料駐車場はありませんので、公共交通機関をご利用ください

申告書は郵送などで提出できます

申告書は自分で書いて提出しましょう

申告会場では、職員のアドバイスを受けながら自分で申告書に記入していただきます
 昨年の申告書控え、手引きを参考にして事前に自分で作成してください

市県民税の申告について

前年の所得に対して課税されますので、平成24年中(1~12月)の所得を申告してください。

申告が必要な人

平成25年1月1日に四日市市に住所があり、平成24年中に所得があった人。ただし、次の人は、申告書を提出する必要はありません。

1. 平成24年分の所得税の確定申告書を提出する人
2. 給与所得のみの人で、勤務先において年末調整を受けた人
3. 公的年金など(国民年金、厚生年金、企業年金など)の所得のみの人
 ※ただし年金の源泉徴収票などに記載されていない所得控除を受けようとする場合は、申告してください

なお、申告が必要と思われる人には、事前に申告書(オレンジ色の封筒)を送付しています。



申告に必要なもの: 印鑑・その他下記に該当する人はその書類

①事業所得(営業等・農業)および不動産所得がある人	総収入金額および必要経費の内訳を記載した市県民税申告書、または収支内訳書
②報酬・配当所得がある人	それぞれの支払明細書など
③給与所得・各種年金・給付金などがある人	それぞれの源泉徴収票の原本
④社会保険料控除を受けようとする人	各種健康保険料や介護保険料などの掛金の領収書または証明書(国民年金保険料の控除を受ける場合には、日本年金機構が発行した控除証明書が必要です)
⑤生命保険・地震保険料控除を受けようとする人	生命保険・損害保険会社などから発行された証明書
⑥配偶者特別控除を受けようとする人	配偶者に所得がある場合はその所得を確認できるもの
⑦障害者控除を受けようとする人	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳や、65歳以上の人で障害者に準ずるとして介護・高齢福祉課が発行した「障害者控除対象者認定書」など
⑧医療費控除を受けようとする人(昨年1年間に支払った医療費などの合計が10万円または所得の合計額の5%を超える場合)	医療費・介護費などの領収書、補てん金(高額療養費など)がある場合はその金額が分かるもの(平成24年1月1日~12月31日の間に支払った分) ※介護費では、一定の要件のもとに居宅サービス、施設サービスともに控除を受けられます。サービス提供事業者にお問い合わせください ※医療費の領収書は事前に合計金額を出しておいてください

四日市税務署からのお知らせ

税理士による無料税務相談を開催します

相談時間は 9:30~16:00です(ただし12:00~13:00は除く)

一日の相談可能人数に達した場合、受け付けを早めに終了することがあります

○印 開設日

会場	2月									3月	相談可能人数 (一日当たり)
	18 月	19 火	20 水	21 木	22 金	25 月	26 火	27 水	28 木	1 金	
あさけプラザ	休館日	○	○	○	○	休館日	○	○	○	○	おおむね110人
三重県四日市庁舎	○	○									おおむね60人

この期間以外は、開催していません

- ・会場では e-Tax による申告相談も行っています
- ・利用者識別番号、暗証番号がお分かりの場合は、番号のわかる書類をお持ちください

相談の対象となる人

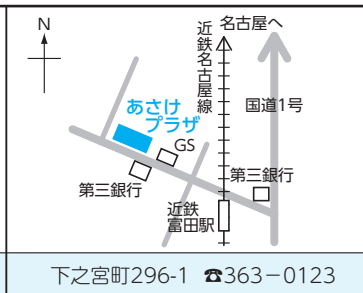
- ①前年分の所得金額(青色事業専従者給与額・青色申告特別控除前または事業専従者控除前)が300万円以下の人
 - ②消費税課税事業者である場合には、基準期間(平成22年分)の課税売上高が3000万円以下で、かつ①に該当する人
- なお、譲渡所得、山林所得、贈与税の申告をされる人、また相談内容が複雑な人・申告書の作成に長時間を要する人は、税務署の確定申告会場をご利用ください。

○三重県四日市庁舎



新正四丁目21番5号 ☎352-0577

○あさけプラザ



下之宮町296-1 ☎363-0123

※駐車場が狭いため公共交通機関をご利用ください

お問い合わせ

◆市県民税について・・・

四日市市役所市民税課 (☎354-8132 FAX354-8309)
 ホームページ <http://www5.city.yokkaichi.mie.jp/>
 総合サービス案内「税金・ふるさと応援寄付金」⇒業務案内「市・県民税」

◆所得税の確定申告について・・・

四日市税務署 (☎352-3141)
 国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp/>